

青森職業能力開発短期大学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は青森職業能力開発短期大学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は青森職業能力開発短期大学校（青森県五所川原市飯詰）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と融和を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互間の交流、親睦に寄与する事業
- (2) 母校、在校生に対する支援
- (3) 会員情報の適切な管理及び保管
- (4) その他本会目的達成のための必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員及び特別会員をもって構成する。

- (1) 正会員は青森職業能力開発短期大学校を卒業した者とする。
- (2) 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会に対し多大の援助を行った法人又は個人で、理事会によって推薦を受けた者とする。
- (3) 特別会員は青森職業能力開発短期大学校の在校生及び教職員とする。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会には次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局理事 1名

(役員を選出)

第7条 前条に掲げる役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、理事、会計及び会計監査は、総会において正会員の中から選出する。
- (2) 会長、副会長及び会計は在任中理事となる。
- (3) 事務局理事は能力開発部長とする。

第8条 本会は名誉会長を置き、名誉会長は青森職業能力開発短期大学校校長とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、総会の決議に基づき会務を執行する。
- (4) 会計は会務の執行に伴う収支を行う。
- (5) 会計監査は会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 事務局理事は会務の執行を補佐する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了の後でも後任の役員が選出されるまでの期間、その職務を行う。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、理事会においてこれを選出する。
ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第11条 役員のうち、法令の規定及び本会則に違反した場合には、任期期間中といえども理事会の議決により、総会の承認を得てこれを解任することができる。

第4章 会 議

(会議)

第12条 会議は次に掲げるものとする。

- (1) 定期総会及び臨時総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

- 2 定期総会は毎年1回会長がこれを招集し、その議決は出席会員の過半数をもって行う。
可否同数の場合は議長の決定に従うものとする。
- 3 総会はその都度議長を選任し、議長は書記を任命する。
- 4 書記は会議終了後、議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。
- 5 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員から審議事項を添えて請求があったとき、これを開くものとする。

- 6 次の事項は総会において承認されなければならない。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、本会の会務を執行する機関であって、理事をもって構成する。

2 理事会は会長がこれを招集し、その議決は出席者の過半数をもって行う。

3 理事会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 本会の諸会合に関する事項
- (2) 賛助会員の推薦に関する事項
- (3) 予算・決算その他一切の会計に関する事項
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(細則)

第15条 本会の会務推進のため、理事会において協議の上、細則を設けることができる。

第5章 会 計

(経費)

第16条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会費)

第17条 本会は正会員から会費を徴収する。

2 会費は5, 500円(終身会費制)とする。

(特別徴収)

第18条 本会の目的を達成するために、総会の承認を得て特別に会費を徴収することができる。

(寄付金及び賛助金)

第19条 寄付金及び賛助金の収受は理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算)

第21条 予算は理事会の議を経て会長がこれを編成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第22条 決算は理事会の議を経て会長がこれを行い、監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

(書類の保管)

第23条 本会に帳簿を整備し、これを保管する。

2 会員は必要の都度これを閲覧することができる。

第6章 支部

(支部)

第24条 本会には地域を単位として支部を設けることができる。

2 支部には、支部長及び支部役員を置く。

第7章 会則の改正

(会則の改正)

第25条 本会則は総会において、出席者の過半数の承認を得て改正することができる。

第8章 解散

(解散)

第26条 本会を解散するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第27条 本会解散における残余財産の処分は、総会の議決による。

第9章 補則

(報告)

第28条 本会に関する諸般の事項は会報その他適切な方法により会員に報告する。

附 則 本会則は、平成元年4月1日より施行する。

2 平成 3年4月1日改正

3 平成 4年4月1日改正

4 平成 5年4月1日改正

5 平成 6年4月1日改正

6 平成11年4月1日改正

7 平成30年4月1日改正